

防衛省組織令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）抄	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）抄	1
○ 防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）抄	1
○ 一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）抄	3
○ 自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）抄	3
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）抄（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第号）による改正後のもの）	3
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）抄	6
○ 防衛省の職員給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）抄（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第号）による改正後のもの）	6
○ 自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十五年政令第十三号）	30

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号） 抄

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号） 抄

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六 幹部隊員 防衛省の事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

七（略）

2（略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)」と、「一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、「一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、「一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、「一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、「一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

(航空手当等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） 抄

（特殊勤務手当）

第十三条 （略）

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号） 抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三

四 第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「から別表第八まで」を「、別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める部分に限る。）及び同法第四条の二第一項及び第五条第一項第三号の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日までの間において政令で定める日

五・六 （略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号） 抄（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び

び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第 号）による改正後のもの）

第一章 本省

第二節 内部部局

第二款 特別な職の設置等

（衛生監、施設監、報道官及び審議官）

第十条の三 （略）

2 衛生監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（衛生に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

3 施設監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（施設に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

- 4 報道官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する報道関係者に対する広報に関する重要事項についての事務を総括整理する。
- 5 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第三款 課の設置等

第二目 防衛政策局

(防衛政策課の所掌事務)

第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること（次号に掲げるもの及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十二條第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。
- 四 (略)
- 五 防衛会議の庶務に関すること（第六条第一号から第八号までに掲げる事務に係るものに限る。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、防衛政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第二十二條 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関すること。
- 二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に関すること（日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。）。

(調査課の所掌事務)

第二十四條 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。
- 三 情報本部の管理及び運営一般に関すること。

第二章 防衛装備庁

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(装備政策部の所掌事務)

第七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
- 三 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 秘密の保全に関すること。
- 五 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(調達管理部の所掌事務)

第七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 三 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること(調達事業部の所掌に属するものを除く。)
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 五 (略)
- 六 装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。
- 七 装備品等及び役務の調達に関し必要な企業の調査に関すること。

第二款 課の設置等

第二目 装備政策部

(装備制度管理官の職務)

第九十条 装備制度管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。
- 二 装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 秘密の保全に関すること。

第五目 調達管理部

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること(原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。)

- 三 装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
- 四 装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
- 六 （略）
- 七 前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号） 抄

（事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職）
第五十一条の五 法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 衛生監
- 二 施設監
- 三 報道官
- 四 防衛省本省の審議官
- 五 防衛技監
- 六 装備官
- 七 防衛装備庁の審議官

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 抄（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第 号）による改正後のもの）

（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分）

第三条 法第四条第一項に規定する事務官等（以下「事務官等」という。）のうち、陸上自衛隊高等工科学校又は自衛隊法第二十四条第五項の規定により陸上自衛隊（同法第二条第二項に規定する陸上自衛隊をいう。以下同じ。）、海上自衛隊（同法第二条第三項に規定する海上自衛隊をいう。以下同じ。）及び航空自衛隊（同法第二条第四項に規定する航空自衛隊をいう。以下同じ。）の共同の機関として置かれている病院に置かれている准看護師養成所に勤務する者で教育に従事することを本務とするもの（以下「自衛隊教官」という。）については、法別表第一自衛隊教官俸給表を適用する。

2 （略）

3 事務官等のうち、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）については、一般職給与法別表第一口行政職俸給表(一)を適用する。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者
- 三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- 四 機械工作工、電工、大工、石工、印刷工、製図工、ガラス工、皮革工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者
- 五 建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者
- 六 電話交換手の業務に従事する者
- 七 理容師、美容師、調理師、裁縫手等の家政的業務に従事する者
- 八 えい船に乗り組む者
- 九 前各号に準ずる技能的業務に従事する者
- 4 前項各号に掲げる者の職務の範囲の細目は、一般職に属する国家公務員の例により防衛大臣が定める。
- 5 事務官等のうち、防衛大学校及び防衛医科大学校の教授、准教授、講師及び助教については、一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)を適用する。ただし、一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける者を除く。
- 6 (略)
- 7 事務官等のうち、防衛装備庁の施設等機関又は防衛省本省(以下「本省」という。)の内部部局及び機関、自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。)の部隊及び機関並びに防衛装備庁の内部部局の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者(教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。)については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。
- 8 事務官等のうち、第一項に規定する病院、防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者(教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。)については、一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)を適用する。
- 9 事務官等のうち、前項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に勤務する者で次の各号のいずれかに掲げるものについては、一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)を適用する。
 - 一 調剤に従事する薬剤師
 - 二 栄養管理に従事する栄養士
 - 三 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士その他防衛大臣の定める医療技術職員
- 10 (略)
- 11 事務官等のうち、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案並び

に調整に関する事務等を支援する業務に従事する者の官職として防衛大臣が定めるものを占める者については、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表を適用する。

12 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛審議官、防衛大学校の長、防衛医科大学校の長、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛省令で定める書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。

(航空手当等の月額)

第十二条 法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(ロ)欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が定めるジェット機の乗員にあつては百分の八十を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一 第十一条の三第一項第一号に該当する者 百分の百

二 第十一条の三第一項第二号に該当する者 百分の八十

三 第十一条の三第一項第三号に該当する者 百分の六十五

2 (略)

3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十三（その行う落下傘降下作業に携行する装備品の種類を考慮して防衛大臣が定める落下傘隊員にあつては、その行う落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣が定めるところにより百分の三十・二五又は百分の二十八・五）を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額は、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の四十九・五を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三又は百分の十二・三七五）を、同項第二号に該当する特

殊作戦隊員にあつては百分の三十三を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6 自衛隊法第四十六条の規定による減給の処分を受けた乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員に係る航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定による航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額からその額に俸給を減ずる割合を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

7 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員がそれぞれ乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員として勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、それぞれ航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当を減額して支給する。この場合における減額の方法については、第七条の二の規定の例による。

8 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

（期末手当基礎額の加算）

第十二条の六（略）

一 自衛隊教官俸給表又は一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）若しくは別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員（職務の級が一級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

二 一般職給与法別表第一口行政職俸給表（ロ）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員（職務の級が三級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

三（略）

三の二 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

三の三 前条第三号に掲げる職員

三の四 前条第四号に掲げる職員

四 二等陸曹、二等海曹又は二等空曹以上の自衛官（二等陸尉、二等海尉又は二等空尉以下の自衛官にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

五 第二号、第三号又は前号に掲げる職員の職務の級又は階級のうちそれぞれ最下位のものの直近下位の職務の級又は階級に属する職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して防衛大臣が特に相当と認める職員

2 期末手当の支給について官職の職制上の段階、職務の級、階級等を考慮して政令で定める職員の区分は、別表第八の上欄に掲げる俸給表の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる職員による区分とし、この区分に応じて政令で定める割合は、当該職員の区分に従いそれぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。ただし、前項第五号に掲げる職員については、その政令で定める割合は、百分の五とする。

3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当す

る職員以外の職員、国際連合派遣自衛官及び派遣職員を除く。）とする。

一 俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種の官職を占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員

二 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職で防衛大臣の定めるものを占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員

三 一般職給与法別表第十一指定職俸給表又は自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける職員

四 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（一号俸から四号俸までの号俸を受ける職員を除く。）

五 第一号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（一号俸から三号俸までの号俸を受ける職員を除く。）

4 前項に規定する職員に対する期末手当の支給について百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる職員（前条第一号イからハまでに掲げるものに限る。） 次のイからハまでに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該イからハまでに定める割合

イ 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員 百分の二十五

ロ 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員 百分の十五

ハ 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員 百分の十

二 前項第一号及び第二号に掲げる自衛官（前条第一号トに掲げるものに限る。） 次のイからハまでに掲げる自衛官の区分に応じてそれぞれ当該イからハまでに定める割合

イ 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める自衛官 百分の二十一

ロ 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める自衛官 百分の十一

ハ 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める自衛官 百分の五

三 前項第三号に掲げる職員 百分の二十五

四 前項第四号及び第五号に掲げる職員 百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十五）

（内閣総理大臣との協議）

第二十七条 防衛大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣と協議するものとする。

一 法第四条第四項ただし書、第四条の第二項及び第十二条第二項の規定、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定並びに法第二十三条第六項ただし書の規定により防衛省令を定めようとするとき。

二 法第六条の第二項及び第七条第二項の規定による俸給月額額の決定をしようとするとき。

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号、第二条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項並びに第三条第一項の規定による定めをしようとするとき。

- 四 (略)
- 五 第六条の二十第一項の規定による定めをしようとするとき。
- 六 第六条の二十第二項の規定による指定をしようとするとき。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	(略)	(略)
統合幕僚監部	統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長	一種
陸上幕僚監部	陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官	一種
	海上幕僚副長 部長 副部長 課長	

潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	中央即応集団司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	航空幕僚監部	海上幕僚監部
潜水艦隊司令官	幕僚長 航空集団司令官	幕僚長 護衛艦隊司令官	幕僚長	幕僚長 中央即応集団司令官 中央即応集団副司令官	幕僚長 副旅団長	幕僚長 副師団長	幕僚長 師団長	幕僚長 首席衛生官 首席法務官 監理監察官 課長 部長 航空幕僚副長	監察官 首席法務官 首席会計監査官 首席衛生官
一種	一種	一種	一種	一種	二種	一種	一種	一種	一種

二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）

		幕僚長	
	掃海隊群司令部	掃海隊群司令	
	護衛隊群司令部	護衛隊群司令	
	海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令	
	航空群司令部	航空群司令	
	潜水隊群司令部	潜水隊群司令	
	情報業務群司令部	情報業務群司令	
	海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	
	開発隊群司令部	開発隊群司令	
	地方総監部	地方総監	
	教育航空集団司令部	幕僚長 教育航空集団司令官	
	教育航空群司令部	幕僚長 教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	
	通信隊群司令部	通信隊群司令	
	航空総隊司令部	幕僚長 航空総隊副司令官	
	航空支援集団司令部	幕僚長 航空支援集団司令官	
	航空支援集団司令部	幕僚長 航空支援集団副司令官	
	航空教育集団司令部	幕僚長	
	航空開発実験集団司令部	幕僚長 航空開発実験集団司令官	
	航空方面隊司令部	幕僚長 航空方面隊司令官	
	航空方面隊司令部	航空方面隊副司令官	一種

自衛隊地区病院	情報本部	防衛監察本部	地方防衛局	防衛装備庁内部部局
副院長	情報本部長	副監察監 課長 統括監察官	次長 防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備制度管理官 事業計画官 統合装備計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官	
三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）	一種	一種	一種	一種

別表第四（第八条の三関係）

種別		俸給表				職務の級又は階級		再任用職員以外の職員		俸給の特別調整額		再任用職員	
行政職俸給表（一）						十級		一三九、三〇〇円		一三三、六〇〇円			
教育職俸給表（一）						九級		一三〇、三〇〇円		一一二、九〇〇円			
						八級		一一六、八〇〇円		九九、八〇〇円			
						五級		一四二、六〇〇円		一三六、九〇〇円			

<p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁</p>	<p>技術振興官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官 装備開発官</p>	<p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>防衛大臣の定める種別</p>	<p>二種</p>
	<p>備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。</p>			

二種										一種																																																																															
					医療職俸給表(一)					行政職俸給表(一)					自衛官俸給表					医療職俸給表(一)					研究職俸給表																																																																
医療職俸給表(三)					医療職俸給表(二)					研究職俸給表					教育職俸給表(一)					行政職俸給表(一)					自衛官俸給表					医療職俸給表(一)					研究職俸給表																																																						
陸将補(二)					海将補(二)					空将補(二)					一等陸佐(一)					一等海佐(一)					一等空佐(一)					陸将補(二)					海将補(二)					空将補(二)					五級					六級																																							
三三、三〇〇円					三五、四〇〇円					八八、三〇〇円					九六、八〇〇円					一〇二、八〇〇円					一一〇、一〇〇円					一〇三、四〇〇円					一〇六、九〇〇円					八八、五〇〇円					九四、〇〇〇円					一〇四、二〇〇円					五一、六〇〇円					五四、四〇〇円					五九、一〇〇円					一三七、七〇〇円					一四六、四〇〇円					一二九、三〇〇円					一三九、六〇〇円				
二八、四〇〇円					三一、一〇〇円					七五、八〇〇円					八七、三〇〇円					七八、一〇〇円					九二、七〇〇円					七八、七〇〇円					八一、八〇〇円					七二、九〇〇円					七九、八〇〇円					九〇、三〇〇円					四五、七〇〇円					四七、三〇〇円					五一、八〇〇円					一一五、九〇〇円					一四〇、九〇〇円					九八、三〇〇円					一三四、〇〇〇円				

三種																												
		医療職俸給表(三)		医療職俸給表(二)			医療職俸給表(一)		研究職俸給表		教育職俸給表(一)		行政職俸給表(一)		自衛隊教官俸給表		自衛官俸給表											
一等海佐(二)	一等陸佐(二)	一等空佐(一)	一等海佐(一)	一等陸佐(一)	五級	六級	五級	六級	七級	八級	三級	四級	四級	五級	四級	六級	七級	八級	二級	一等空佐(三)	一等海佐(三)	一等陸佐(三)	一等空佐(二)	一等海佐(二)	一等陸佐(二)	一等空佐(一)		
一七、四〇〇円			一八、三〇〇円		六九、一〇〇円	七五、八〇〇円	六八、七〇〇円	七二、七〇〇円	七六、七〇〇円	八四、七〇〇円	八九、九〇〇円	九六、四〇〇円	七八、四〇〇円	九〇、五〇〇円	九三、五〇〇円	七二、七〇〇円	七七、四〇〇円	八二、二〇〇円	七五、八〇〇円	二九、九〇〇円				三一、七〇〇円				
一五、一〇〇円			一五、六〇〇円		五一、五〇〇円	五八、二〇〇円	五〇、三〇〇円	五七、六〇〇円	六五、三〇〇円	七六、四〇〇円	六八、四〇〇円	八一、一〇〇円	五八、三〇〇円	六八、八〇〇円	七一、六〇〇円	五六、二〇〇円	六三、八〇〇円	六九、八〇〇円	五九、二〇〇円	二四、一〇〇円				二七、四〇〇円				

四種																																																								
			医療職俸給表(三)			医療職俸給表(二)			医療職俸給表(一)			研究職俸給表			教育職俸給表(二)		教育職俸給表(一)		行政職俸給表(一)			自衛隊教官俸給表		自衛官俸給表																																
一等空佐(三)			四級			五級			二級			三級			四級			二級		(略)		四級			五級			六級			七級		一級			二等空佐			二等海佐			二等陸佐			一等空佐(三)			一等海佐(三)			一等陸佐(三)			一等空佐(二)		
六、五〇〇円			五三、七〇〇円			五九、二〇〇円			五八、九〇〇円			七一、六〇〇円			七七、一〇〇円			八二、六〇〇円			六〇、九〇〇円		(略)		六四、一〇〇円			(略)		五五、五〇〇円			五九、五〇〇円			六二、三〇〇円			六六、四〇〇円		六二、六〇〇円			一五、八〇〇円			一六、五〇〇円									
五、二〇〇円			四一、六〇〇円			四四、二〇〇円			四三、一〇〇円			五〇、四〇〇円			五八、六〇〇円			六九、六〇〇円			四三、三〇〇円		(略)		四四、八〇〇円			(略)		四一、九〇〇円			四四、三〇〇円			四八、二〇〇円			五四、七〇〇円		四一、九〇〇円			一一、九〇〇円			一三、二〇〇円									

備考	自衛官俸給表		二等陸佐	六、二〇〇円	四、七〇〇円
	二等海佐				
五種	行政職俸給表(一)		二等空佐		
	三等陸佐		五、七〇〇円		四、四〇〇円
	三等海佐				
	三等空佐				
	六級		五一、九〇〇円		四〇、一〇〇円
	五級		四九、六〇〇円		三六、九〇〇円
備考	教育職俸給表(一)		四六、三〇〇円		三四、九〇〇円
	四級		四六、三〇〇円		三一、一〇〇円
備考	医療職俸給表(一)		六六、八〇〇円		五一、一〇〇円
	二級		五九、七〇〇円		四二、〇〇〇円

別表第五(第九条の七関係)

爆発物取扱作業等手当	種類	支給される職員の範囲	支給額
	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質(サリン(メチルホスホフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認めら	作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	

	<p>れる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p> <p>航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>作業一月につき七千円</p> <p>搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>航空作業手当</p>	<p>防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員</p>	<p>搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>異常圧力内作業等手当</p>	<p>低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練又は飛行適応検査を実施する職員</p> <p>高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員</p>	<p>作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額</p> <p>気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円</p> <p>気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円</p> <p>気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円</p> <p>気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円</p> <p>気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円</p> <p>気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円</p> <p>気圧一・三メガパスカルまで 三千円</p>

<p>潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員</p>	
<p>次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与える」と防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円 潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円 潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円</p>	<p>気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円 気圧二・五メガパスカルまで 四千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 四千八百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 五千三百五十円 気圧五・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧六・五メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧七・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧八・五メガパスカルまで 七千三百五十円</p>

夜間看護等手当	自衛隊の病院に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（	める額
南極手当	南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員	業務一日につき四千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
駐留軍関係業務手当	駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき六百五十円
落下傘降下作業手当	落下傘降下作業に従事する自衛官（航空手当の支給を受ける者を除く。）	作業一回につき六千六百五十円（落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
	航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員	作業一日につき二千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。
	潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
		潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官

死体処理手当	除雪手当		
<p>午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に關し防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの</p>	<p>自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に關する氣象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の氣象部隊による警告（以下「暴風雪等に關する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員</p>	<p>午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）に看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円）</p> <p>勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円）</p> <p>深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円）</p> <p>深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千元（自衛官である者にあつては、千七百二十円）</p> <p>救急医療等の業務 千六百二十円</p>	
<p>防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の收容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看</p>	<p>作業一日につき三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p> <p>作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額</p> <p>暴風雪等に關する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円</p> <p>その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円</p>		

	災害派遣等手当	護師若しくは准看護師である者を除く。） 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害その他の防衛大臣の定める大規模な災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）	作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）
対空警戒対処等手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの	業務一日につき千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合に あつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 作業一日につき五百六十円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの（深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。）に従事する職員		勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深

	航空管制手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円 （特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円） 業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 国際緊急援助業務 四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与える）と防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額） 在外邦人等輸送業務 七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）	
海上警備等手当	特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警	業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で	

<p>分べん取扱手当</p>	<p>海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのもの）に限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの</p>	<p>（略）</p>
<p>分べん取扱手当</p>	<p>防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>感染症看護等手当</p>	<p>自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師</p>	<p>取扱い一件につき一万円</p>
<p>備考</p>	<p>備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員</p>	<p>心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>
<p>備考</p>	<p>一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たつては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。</p> <p>二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。</p>	<p>業務一日につき二百九十円</p>

三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

別表第八（第十二条の六、第十二条の七関係）

俸給表		職員	割合
自衛隊教官俸給表	職務の級が二級の職員	職務の級が二級の職員	百分の十
	職務の級が一級の職員	職務の級が一級の職員	百分の五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の十）
行政職俸給表（一）	職務の級が八級以上の職員	職務の級が八級以上の職員	百分の二十
	職務の級が六級又は七級の職員	職務の級が六級又は七級の職員	百分の十五
	職務の級が四級又は五級の職員	職務の級が四級又は五級の職員	百分の十
	職務の級が三級の職員	職務の級が三級の職員	百分の五
	職務の級が五級の職員	職務の級が五級の職員	百分の十
行政職俸給表（二）	職務の級が三級又は四級の職員	職務の級が三級又は四級の職員	百分の五
教育職俸給表（一）	（略）	（略）	（略）
教育職俸給表（二）	（略）	（略）	（略）
研究職俸給表	（略）	（略）	（略）
医療職俸給表（一）	職務の級が五級の職員	職務の級が五級の職員	百分の二十
	職務の級が三級又は四級の職員	職務の級が三級又は四級の職員	百分の十五（職務の級が四級の職員のうち防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）
	職務の級が二級の職員	職務の級が二級の職員	百分の十
	職務の級が一級の職員	職務の級が一級の職員	百分の五
	職務の級が六級以上の職員	職務の級が六級以上の職員	百分の十五
医療職俸給表（二）	職務の級が五級の職員	職務の級が五級の職員	百分の十
	職務の級が二級、三級又は四級の職員	職務の級が二級、三級又は四級の職員	百分の五
	職務の級が六級以上の職員	職務の級が六級以上の職員	百分の十五
	職務の級が四級又は五級の職員	職務の級が四級又は五級の職員	百分の十
医療職俸給表（三）	職務の級が二級又は三級の職員	職務の級が二級又は三級の職員	百分の五

専門スタッフ職俸給表	職務の級が二級以上の職員 職務の級が一級の職員	百分の二十 百分の十五
指定職俸給表	すべての職員	百分の二十
特定任期付職員俸給表	五号俸から七号俸までの俸給月額又は法第六条の二第二項の規定により決定された俸給月額を受ける職員	百分の二十
	三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十五
	一号俸又は二号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十
	五号俸若しくは六号俸の俸給月額又は法第七条第二項の規定により決定された俸給月額を受ける職員	百分の二十
	三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十五
第一号任期付研究員俸給表	一号俸又は二号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十
第二号任期付研究員俸給表	すべての職員	百分の五
自衛官俸給表	陸将、海将若しくは空将の欄又は陸将補、海将補若しくは空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官	百分の二十
	陸将補、海将補若しくは空将補の(二)欄又は一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の(一)欄若しくは(二)欄の適用を受ける自衛官	百分の十八
	一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の(三)欄の適用を受ける自衛官又は二等陸佐、二等海佐若しくは二等空佐の自衛官	百分の十四
	三等陸佐、三等海佐若しくは三等空佐又は一等陸尉、一等海尉若しくは一等空尉の自衛官	百分の九(一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の自衛官のうち防衛大臣の定める者にあつては、百分の五)
	二等陸尉以下二等陸曹以上、二等海尉以下二等海曹以上又は二等空尉以下二等空曹以上の自衛官	百分の五
備考 俸給表の適用を異にして異動した職員で、異動後の割合が異動前の割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して防衛大臣が特に必要と認める職員については、当該異動後の割合に百分の五を加えた割合とする。		

○ 自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十五年政令第十三号）

自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年三月二十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年四月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年四月一日とする。